

週刊住宅

「相続対策のために、子供たちに贈与したいんだけど、贈与がいいのか、相続させた方がよいか分かんない」

これを判断する方法として、相続税と贈与税とのいわゆる実効税率を比較するという考え方がある。



例えば、子供1人、配偶者なし、総資産5億円の相談者に相続が発生した場合、相続税の金額は1億9000万円になる(相続税、贈与税は新制度で試算した。また、相続開始前3年以前の贈与とする)。

この場合の実効税率(相

相続がトクか、贈与がトクか?

61

続税額/総資産)は38%。

この相談者が子どもに5000万円のお金を贈与した場合の贈与税額は2050万円(直系尊属から成人への贈与として計算)、実効税率(贈与税額/贈与額)は41%だ。

先の考え方によると、贈与税の実効税率(41%)の

先の場合の相続税額は1億6500万円ということになり、贈与前と比較して2500万円相続税額が圧縮できたことになる。

「贈与」と「贈与↓相続」を比較

贈与は現金より不動産で

方が相続税の実効税率(38%)よりも高いため、贈与するよりも相続を待った方がよい、ということになる。本当にそうなのだろうか? (ここで、この状況での相続税額を再計算してみる。5000万円を子どもに贈与してしまっているの

で、相続まで待つよりも贈与する方がよい、ということになってしまう。このような結果になる理由は、相続税、贈与税の両方で採用されている累進課税方式の累進の割合が2つの税で異なっているの

高めるには、親が不動産を購入したうえで子どもに贈与する方法がとられる。その理由は以下の通りだ。贈与税を課税する場合も、相続税と同様の資産評価方法を使う。1億円で購入した不動産も、相続税評価は5000万円くらいにしかならないことが多い。現金資産を不動産に換え

たうえで贈与した場合、相続時に課税される財産は1億円減るのに、贈与時の贈与税課税対象は5000万円にしかないのだ。先に挙げた例にあてはめると、贈与税額の2050万円は変わらないが、相続税の課税対象は1億円減るので4億円になり、相続税額は1億4000万円まで圧縮できる。不動産に換えたとうえで贈与を行うと、2950万円も納税額を圧縮できるということだ。

ただ、購入して贈与する不動産は、ちゃんと投資として成り立つ物件を選ばないと、相続税は圧縮できても資産そのものが目減りしてしまうことになってしま

うので、注意が必要なの

は言うまでもない。

小林雅裕(CFネットS M事業部・土地家屋調査士・CPM・宅建主任者)